

## 16. 国際環境整備研究委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第39条の規定に基づき、国際環境整備研究委員会（以下「委員会」という。）の業務運営を円滑に行うことを目的とする。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、海外における廃棄物処理施設及び公害防止施設（以下「環境衛生施設」という。）の整備に関する国際協力及び国際交流ならびに海外における環境衛生施設の整備促進、普及に関する次の事業を行う。

- (1) 海外における環境衛生施設の整備促進及び普及ならびに技術開発に関する調査研究
  - (2) 海外における環境衛生施設の整備促進及び普及に関する情報の収集及び交換
  - (3) 海外における環境衛生施設の整備促進及び普及に係る行政施策への協力及び関係団体との連絡協調
  - (4) その他前各号の業務を達成するために必要な事項
- 2 委員会は、前項の事業及び委員会の運営を行うにあたり、本会の企画運営委員会、技術委員会、分科会及びその他の委員会等と相互に連絡し協力するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、本会の定款第5条第1号に定める正会員であって、委員会の事業に参加を希望するもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役 員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
  - (2) 副委員長2名
  - (3) 幹事9名（委員長及び副委員長を含む。）
- 2 幹事は委員の互選により選出し、委員長は幹事の互選とする。また、副委員長は幹事の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。  
委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長が職務を代行する。

- 4 幹事、委員長及び副委員長の任期は、2年とする。
- 5 委員長または副委員長が欠けた場合は、第2項の定めるところに準じ後任者を選出しなければならない。ただし、幹事に欠員が生じた場合は、原則として当該幹事が所属する正会員である法人より後任者を補充するものとする。  
この場合において新たに選出された幹事、委員長または副委員長の任期は、前任者の残存期間とする。

#### (委員会)

- 第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員の3分の1以上から招集を求められたときは、招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。
  - 3 委員会の議長は、委員長があたる。
  - 4 委員会の議事は、委員長が指名する委員が記録し、委員会終了後速やかに欠席委員に知らせるものとする。

#### (幹事会)

- 第6条 幹事会は、幹事をもって構成し、委員会の事業運営に関する事項を企画立案するとともに、委員会の運営に当たる。
- 2 前項の幹事会に前条の規定を準用する。

#### (小委員会)

- 第7条 委員長は、第2条に定める業務を行うため、必要に応じ委員会の同意を得て、小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の小委員長は、委員長が指名する。
  - 3 第1項の小委員会に第5条の規定を準用する。
  - 4 小委員会委員の任期は、当該業務が完了したとき終了する。

#### (委員会費)

- 第8条 委員は、委員会の業務を行うため別に定めるところにより、委員会費を納入しなければならない。

#### (規程の変更)

- 第9条 この規程は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

(その他)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営上必要な事項は委員会において別に定めることができる。

附 則

1. この規程は、平成6年10月1日から施行する。
2. この委員会設置初年度の第4条に定める役員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
3. この委員会の設置初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成6年10月1日より平成7年3月31日までとし、委員会設置の前にこの法人の総会の議決を得て定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。